

2022年7月27日

第154号

発行：日本臨床検査技師連盟  
発行責任者：滝野寿・深澤恵治  
編集担当者：日技連事務局

日本臨床検査技師連盟ニュース

◆◆連盟ニュース◆◆

今号の主な内容

- ◇第26回参議院議員通常選挙対応と結果について（報告）
- ◇「日本医療技術者連盟」へ正式加入！

## 第26回参議院議員通常選挙対応と結果について（報告）

去る7月10日投開票により、第26回参議院議員通常選挙において、当連盟では、医療関連職種の次の4名の推薦をすることとし、連盟各支部、ブロックの協力を経て展開をしてまいりました。

結果4名のうち3名が見事当選することが出来ました。今後は、当選された議員の方々との連携をとりつつ、連盟の活動の理解とともに協力をお願いしていく次第です。

引き続き、今後の連盟活動を、見守ってくださるようお願い申し上げます。

### 当選

自由民主党参議院議員比例区(全国区)

候補者氏名：日本医師連盟 自見 英子(じみ はなこ)

候補者氏名：日本看護連盟 友納 理緒(とものお りお)

候補者氏名：日本歯科医師連盟 山田 宏 (やまだ ひろし)

### 次点

候補者氏名：日本理学療法士連盟 小川 克巳(おがわ かつみ)

# 「日本医療技術者連盟」へ正式加入!

前号において、医療技術者団体協議会活動についてご紹介しましたとおり、去る6月27日に「日本医療技術者連盟」への加入届を提出しました。

今回は、この「日本医療技術者連盟」の規約をご紹介いたします。

## 日本医療技術者連盟 規約

### (名 称)

第1条 本連盟は、日本医療技術者連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本連盟の事務所は、東京都内に置く。

### (目 的)

第3条 本連盟は、民主主義の理念に基づき、医療技術者団体の地位向上並びに医療技術者団体業界の健全な発展と医療技術者団体協議会の目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

### (事 業)

第4条 本連盟の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 研究会、講演会の開催
- (2) 機関誌その他印刷物の発行
- (3) 関係方面への宣伝活動
- (4) その他目的達成に必要な事業

### (会 員)

第5条 本連盟の目的に賛同する者（政治連盟の団体）を会員とする。

- 2 入退会の手続きは、別に定める届出書により申し出る。

### (役 員)

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 19名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 2名以内
- (6) 会計責任者 1名

- 2 会長、副会長、事務局長及び会計責任者は幹事とし、幹事及び監事は相互に兼ねることができない。

### (役員の仕事)

第7条 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会長の旨を受けて会務を分掌処理する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査する。
- 5 会計責任者は、本連盟の経理を掌理する。

(役員を選出)

第8条 幹事及び監事の役員は、本連盟の会員である各政治連盟の代表者の中から選出し、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、事務局長及び会計責任者は、幹事会において幹事の中から選定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠選任する。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員として相応しくない行為があった場合、総会の議決によって解任できる。

2 前条の場合は、総会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(会議の種類)

第11条 本連盟の会議は、通常総会、臨時総会、幹事会の3種とする。

(総会)

第12条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、会長又は幹事会が必要と認めたとき若しくは会員の3分の2以上から招集要請を受けたときに招集する。

4 総会の議長は、総会出席会員の中から選任する。

(総会決議)

第13条 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、文書による委任は、出席とみなす。

2 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決する。

3 総会を開催したときは、議事録を作成する。

(総会決議事項)

第14条 総会の決議事項は次の通りとする。

- (1) 運営方針等の企画立案
- (2) 予算案及び決算の承認
- (3) 事業方針及び事業報告の承認
- (4) 本規約の改廃
- (5) 役員を選任
- (6) その他重要な事項

(幹事会)

第15条 幹事会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会においては、次の事項を審議する。

- (1) 本連盟の運営に関する事項
- (2) 総会に付する議案に関する事項
- (3) 総会において幹事会に委任した事項
- (4) 事業計画、予算及び決算、各種報告に関する事項
- (5) その他重要な事項

(経費)

第16条 本連盟の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 本連盟の会費は、幹事会及び総会の決議より金額が議決されるまで0円とする。

(会計年度)

第18条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(細則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和4年6月1日より施行する。



6月の主な活動

5月特になし

6月1日 連盟ニュース発行

6月9日 常任執行委員会